

大型連休中(GW)の診療について

新天皇即位日(2019年5月1日)を祝日とする法案の成立により、同年4月27日から5月6日まで10連休となります。

当院では、当該期間中の4月30日(火)及び5月2日(木)の2日間を通常診療日とします。

【診療日・休診日】

4月27日(土)	休診
28日(日)	休診
29日(月)	休診
<u>30日(火)</u>	<u>診療日</u>
5月1日(水)	休診
<u>2日(木)</u>	<u>診療日</u>
3日(金)	休診
4日(土)	休診
5日(日)	休診
6日(月)	休診

また、6月26日(水)及び8月15日(木)は休診日とします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。